

石油製品利用促進対策事業費補助金（石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの）

業務方法書

日本ＬＰガス団体協議会

石油製品利用促進対策事業費補助金（石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの）

業務方法書

（目的）

第1条 この業務方法書は、経済産業大臣（以下「大臣」という。）が定める石油製品利用促進対策事業費補助金（石油製品利用促進対策事業に係るもの）交付要綱（以下「要綱」という。）第20条に基づき、日本LPガス団体協議会（以下「日団協」という。）が行う石油製品利用促進対策事業費補助金（石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの）（以下「補助金」という。）の交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（適用）

第2条 日団協が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに要綱に定めるところによるほか、この業務方法書の定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この業務方法書で使用する用語は、次の各号に定めるもののほか、要綱において使用する用語の例による。

- （1）「石油ガス災害バルク等」（以下「補助対象LPガス設備」という。）とは、石油ガスバルク等の石油ガスを貯蔵する容器、石油ガス取出用の圧力調整器、ガスメーター及びガス栓を取り付けたもの並びに当該設備に接続する燃焼機器、給湯器及び発電機等をいう。
- （2）「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項の規定を準用する。

（交付の対象）

第4条 日団協は、補助対象LPガス設備を購入し、設置する事業又はリースで設置をする事業（以下「補助事業」という。）のうち、別表に挙げる補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で、当該補助事業を行う者に対し、当該補助対象経費の一部に充てるため補助金を交付する。

2 補助金の交付の対象は、以下の各号の要件を満たさなければならない。詳細は業務細則に定める。

- （1）補助対象LPガス設備は、業務細則に定める機器で構成されること。「バルク部分」及び「バルクに接続する圧力調整器部分等」は、日団協が指定を行ったものに限る。
- （2）補助対象LPガス設備の仕様は、業務細則に定める仕様に基づき実施されるこ

と。

(3) 補助対象LPガス設備の設置場所は、次のいずれかの要件を満たす場所であることとする。

- ①災害発生時に避難所まで避難することが困難な者が多数生じる病院、老人ホーム等
- ②公的避難所（地方公共団体が災害時に避難所として指定した施設）
- ③一時避難所となり得るような施設

3 原則として補助対象LPガス設備は常時使用されていること及び災害発生に備えて適量のLPガスを常に充てんしておかなければならない。

（補助事業に係る補助率等）

第5条 補助事業に係る補助率は、中小企業者にあつては補助対象経費の2/3以内、その他、大企業・地方公共団体等にあつては補助対象経費の1/2以内とし、補助金の交付限度額は一申請当たり5百万円とする。

（申請者の募集）

第6条 日団協は、補助金の交付の申請については、予算の範囲内において広く一般に申請者を募集する。

（申請者の資格等）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（法人にあつては、その役員）は、申請することができない。

- (1) 高圧ガス保安法若しくは液化石油ガス法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 成年被後見人
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（第31条第7項を除く）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（危険運転致死傷）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項についての誓約をする事ができない者
- (6) 補助事業に関し、第8条の補助金交付申請書及び添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実の記載が欠けている者
- (7) 経済産業省から補助金等の交付及び事業の委託の停止処置を受け、その停止期

間が経過していない者

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、石油ガス災害バルク等を購入する者又は購入する者とリースにより使用する者が共同して、様式第1による補助金交付申請書に業務細則に定める書類及び必要に応じて日団協が指示した書類を添付して、日団協が定める期間に提出しなければならない。

(審査委員会)

第9条 日団協は、補助金交付を適正に行うため、石油製品利用促進対策事業費補助金（石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの）審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の設置、運営及び審査に必要な事項は、別に定める。

(補助金の交付決定等)

第10条 日団協は、第8条の交付申請があった場合には、その申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請が適正であると認めたときは審査委員会に付議する。

2 日団協は、当該申請に係る審査委員会の審査の結果を受け、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書により申請者にその旨を通知するものとし、補助金の交付が適当でないと認めたときは、理由を付して不採択とした旨を申請者に通知する。

3 日団協は、前項の交付の決定を行うに当たり、必要に応じ条件を付することができる。

4 日団協は第2項の交付の決定を行うに当たり、補助金の交付決定額は補助対象経費の見積額に第5条の補助率を乗じた額とする。

(申請の取下げ)

第11条 第10条第2項の規定による交付決定通知書を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から7日以内に様式第3による交付申請取下げ届出書を日団協に提出しなければならない。

(補助事業の開始等)

第12条 補助事業者は、第10条第2項に定める補助金の交付決定を受けた後、その交付の決定の内容に基づく補助事業を開始するものとする。

2 補助事業者は、当該交付決定通知を受けた日の属する会計年度の2月15日までに補助事業を完了しなければならない。

(契約等)

第13条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し又は随意契約にすることができる。

(債権譲渡の禁止)

第14条 補助事業者は、第10条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を日団協の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 日団協が第19条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が日団協に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、日団協は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が日団協に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 日団協は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 日団協は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、日団協が行う弁済の効力は、日団協が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(計画変更の承認等)

第15条 補助事業者は、第8条に定める様式第1の補助金交付申請書又は業務細則に定める添付書類の内容を変更しようとするとき、又は次の各号のいずれかに該当す

る場合は、あらかじめ様式第4による計画変更承認申請書を日団協が定める期日までに提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし業務細則で定める軽微な場合を除く。

(2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) その他、日団協が必要と認め指示したとき。

2 日団協は、前項に規定する計画変更承認申請書の内容が適正であると認めたときは、その旨を様式第5による計画変更承認通知書により申請者に通知する。

3 日団協は、前項の通知に際して、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。この場合、経費が増減した場合の交付決定額の変更については、原則として減額のみとし、増額変更は行わない。

(状況報告)

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、日団協の要請があった場合には、速やかに様式第6による状況報告書を日団協に提出しなければならない。

(遅延等の承認等)

第17条 補助事業者は、自らに責がなく、補助事業が第12条第2項に定める期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第7による遅延等承認申請書を日団協が定める期日までに提出し、その承認を受けなければならない。

2 日団協は、前項の遅延等を承認したときは、必要に応じ、条件を付した上、様式第8による遅延等承認通知書により補助事業者に通知する。

(実績報告)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内、又は完了の日の属する会計年度の2月15日のいずれか早い日までに様式第9による実績報告書に業務細則に定める書類及び必要に応じて日団協が指示した書類を添付して、日団協に提出しなければならない。

2 補助事業者は、当該年度内に補助事業が完了しないと見込まれるときは、当該会計年度の2月25日までに様式第10による年度末実績報告書を日団協に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第19条 日団協は、第18条第1項の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、交付決定の内容(第15条第2項の規定に基づく変更承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、

様式第 11 による補助金の額の確定通知書により、補助事業者に速やかに通知するものとする。

- 2 日団協は前項の額の確定を行うに当たり、補助金の額の確定額は補助対象経費の実支出額に第 5 条の補助率を乗じた額と第 10 条第 2 項の交付決定額のいずれか低い額とする。

(補助金の支払)

第 20 条 日団協は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、これを取りまとめ、補助事業者に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第 21 条 日団協は、第 15 条第 1 項第 2 号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合、又は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第 10 条の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本業務方法書、業務細則又はそれらに基づく日団協の処分若しくは指示に違反したとき。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
- (4) 交付の決定後に生じた事業の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (5) 補助事業者が別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- (6) 前各号に挙げるほか、補助金を交付することが不適当であると認める事由があるとき。

2 第 1 項の規定は、第 19 条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 日団協は、第 1 項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに関し、既に補助金を交付しているときは、20 日以内の期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業者はその指示に従わなければならない。

4 日団協は、前項の返還を請求するときは、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

5 日団協は、第 3 項に基づく補助金の返還については、同項により付された期限内に納付がない場合は、返還の期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納に係る金額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を併せて補助事業者から徴収するものとする。

(日団協による調査等)

第22条 日団協は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて、補助事業者に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(取得財産等の管理等)

第23条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第12による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等がある場合は、様式第13による取得財産等明細書を第18条の実績報告書に添付しなければならない。

(取得財産等の処分の制限等)

第24条 補助事業者は、取得財産等について、一定期間にわたり、その処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること等をいう。)を行ってはならない。ただし、第3項により日団協から承認を得て行う処分については、この限りではない。

- 2 前項の取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第14に定める財産処分承認申請書を日団協に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、前項の承認後、取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、速やかに日団協に報告しなければならない。
- 5 日団協は、前項の場合には期限を付してその収入の全部又は一部の納付を補助事業者に対して請求するものとする。ただし、納付を請求することができる額の合計額は、補助金の確定額の合計額を限度とする。

(補助事業の経理等)

第25条 補助事業者は、補助事業の経理についての帳簿を備え、補助事業以外の経理と明確に区分した上、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整理して、前項の帳簿とともに補助事業の完了した日の属する日団協の会計年度が終了した後5年間保存しなければならない。

(その他必要な事項)

第26条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別にこれを定める。

(附則)

1 この業務方法書は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成26年5月15日）から施行する。

別表 補助対象経費の区分

区 分	項 目	内 容	補助率
災害用バルク 等導入費	設 備 費	石油ガス災害バルク等の購入費	
	設置工事費	上記供給設備等に係わる設置工事費等	
合 計			中小企業者は3分の2以内 その他、大企業・地方公共団体等は 2分の1以内。 上限は5百万円／申請。

1) 消費税及び地方消費税を除く。

2) 補助対象経費の内容の詳細は業務細則に定める。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき